

基礎問題プロジェクト第5回研究会 「子どもの貧困をめぐる」

日時 2010年1月13日(水) 15:30～17:30

場所 お茶の水女子大学 本館103教室

報告

阿部 彩 (国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第二室長)

「子どもの貧困の動向と社会保障制度の課題」

コメント

平岡 公一 (お茶の水女子大学教授)

司会

小玉 重夫 (東京大学教授)

第5回は、教育・社会的格差領域に対応するテーマとして、子どもの貧困 (child poverty) をめぐる問題を取り上げることにし、わが国における貧困問題研究の新たな方向を切り拓いてきたことで知られ、また近著『子どもの貧困』(岩波書店、2008年)がこの問題に関する政策論議に大きな影響を及ぼしてきた阿部彩氏を講師として招き、上記のとおり開催した。阿部氏の報告は、日本の子どもの貧困の「大きさ」と、子どもの貧困に関わる社会保障制度の機能という2つの主題を扱うものであった。

第一の主題に関して、阿部氏は、絶対的貧困と相対的貧困の考え方、および低所得とは異なる「相対的剥奪 (Relative Deprivation)」という貧困の新たなとらえ方を紹介した上で、OECD方式の相対所得による貧困の測定結果、および相対的剥奪の概念に基づく独自の貧困の測定結果を説明した。その上で、阿部氏は、子どもにとっての「貧困」の影響に関して、子どもの成長、学力、健康への影響などの短期的影響と、将来の職業や所得、犯罪率などの長期的影響の双方に着目することが重要であることを指摘するとともに、学力・子育て環境等の観点から見た子どもの well-being に家庭の社会経済環境による格差が生じていることを示す統計データを紹介し、さらに貧困で育った

という「不利」が大人になっても続くことの問題点を指摘した。

続いて、阿部氏は、子どもの貧困に関わるわが国の社会保障制度の機能の問題として、先進諸国のなかでわが国だけが再分配後の子どもの貧困率が再分配前より高くなっていて政策による貧困削減効果が少ないという点、そして、そもそも家族関連給付が先進諸国の中で低位であるという点を指摘した。その上で、今後の政策的対応のあり方として、質の高い現物給付が有効であること、「少子化対策」ではなく「子ども (の幸せのための) 対策」という視点が重要であると指摘した。

この報告を受けて、コメンテーターからは、子どもの貧困という問題のもつ意味と政策的な優先性の根拠、子どもの貧困への対応と社会保障制度の体系の関連、そして、少子化対策との関わりという3つの論点についてのコメントが提示された。その後は、フロアからの発言を含めた総括討論に移り、ケアの再分配の問題との関わり、貧困の不利を緩和するという観点のもつ意味、幼保一元化の意義と問題点、インクルーシブな公教育のあり方、家庭の文化的環境と幼児期の生活の質などの論点をめぐって意見交換が行われた。(平岡 公一)

(司会)

今日はグローバル COE 基礎問題プロジェクトの第5回

研究会ということで、テーマが「子どもの貧困の動向と社会保障制度の課題」ということになります。私は本日の司

会のグローバル COE の小玉です、よろしくお願いします。
はじめに講師の先生の紹介と、本日の趣旨と進め方について簡単にお話しさせていただきます。



本日の講師は、国立社会保障・人口問題研究所の阿部彩先生です。阿部先生は、皆さんにご存じだと思いますが、岩波新書から『子どもの貧困』という本を出されています。マサチューセッツ工科大学を卒業後、タフツ大学フレッチャー法律外交大学院で修士と博士の学位を取得され、その後、国連、海外経済協力基金等を経て、1999年から国立社会保障・人口問題研究所に勤務されておりまして、現在、国際関係部第2室長を務められています。

阿部先生の研究領域は、貧困、それから社会的排除、社会保障といったテーマです。本日のコメンテーターの平岡先生とご一緒に社会政策学会等々で活動されておりまして、特に、日本における相対的剥奪指標と貧困との関係という実証的な研究を精力的に進められ、その観点から子どもの貧困の問題について分析と政策提言をされています。そこで、ぜひ今回私どものグローバル COE にお招きしてお話を伺いたいということで、本日の研究会をする運びになった次第です。

本日の研究会は、基礎問題プロジェクトの第5回目という位置づけです。もともとこのグローバル COE は、養育環境格差領域、国際的格差領域、教育・社会的格差領域の3つによって構成され、各領域がそれぞれの研究方法で多様な視点から格差問題にアプローチするという点に特色がありますが、基礎問題プロジェクトでは、これら各領域の成果を相互にリンクさせて、原理論や政策分析に環流させていくということを課題にしております。

そういう観点から言いますと、本日の阿部先生の報告は、教育・社会的格差領域の中から立てられた研究テーマではありますが、養育環境問題と国際問題を同時に視野に入れながら、子どもの貧困というところに焦点を当てて、格差問題に対する今日的な接近方法を考えるための重要な問題を提起していただけるのではないかと考えております。

貧困や不平等というのは、古典的な問題であると同時に、今日的な問題でもあります。なぜ今、格差や社会的排除といった問題が浮上しているのか、その今日的な性格をふまえつつ、それに対する実践的、あるいは政策的な対処方法を共に考えていく機会になればと思います。

進め方としては、最初に1時間ほど阿部先生の方から報告をいただいて、その後、平岡先生から10分から15分程度コメントをいただきます。それに対し、必要に応じて阿部先生から答えていただいて、その後、全体で質疑応答をして、意見交換をできればと思いますのでよろしくお願いします。それではさっそく、阿部先生のご報告をお願いします。

報告：阿部 彩（国立社会保障・人口問題研究所）
「子どもの貧困の動向と社会保障制度の課題」
（阿部）

皆さん、こんにちは。国立社会保障・人口問題研究所という非常に長い名前の厚生労働省の一機関ですが、研究所からまいりました阿部彩と申します。今日は1時間ほど皆様のお耳を拝借し、その後いろいろご意見、ご批判等を聞かせていただければと思います、よろしくお願いします。



まず、言い訳じみたようなことから申し上げてしましますが、私が一昨年の夏に岩波新書から『子どもの貧困』という本を出し、それが一般的にアカデミックな本ではないということで人に知られるようになり、どうも私が子どもの専門分野の研究者、児童発達や教育学の専門家と勘違いしていらっしゃる方が非常に多いですが、私はそのようなものではありません。また、福祉の専門家でもありませんし、ケースワーカーでもありません。児童福祉という分野も福祉の分野ではありますが、そういう専門家でもありません。

私が何であるかというところと難しいところがありますが、私が今ライフワークとして考えているのが人々の生活水準をどうやって測っていくか、それをどうやって提示していくか、指標を改善するためのどのような政策があるか、これ

は一般的には社会政策という学問の分野かと思いますが、そういうことをずっとライフワークにしています。

この『子どもの貧困』を書いていた当時は、2008年の夏ぐらい、リーマンショックが起こる少し前ぐらいです。そのころにぼちぼちと貧困という言葉が、一般メディアでも出てくるようになったのですが、その前の、私が研究者として歩み始めてからの10年間というのは、貧困という言葉が、学術領域でもそうでしたし、特に一般的な会話の中では表れてくることはまずなかったといった状況でした。特に今貧困の研究をしていますなどと言ったものなら、それは発展途上国の話など、そのような話に勘違いされることが多くて、それが日本の貧困の話であるということをまず納得してもらおうという、そこから始めるというのがあの本の一番最初の課題でした。

これは逸話的な話になりますが、岩波新書でこの企画を通してくださっていた担当者の方は非常に苦労なさいましたが、そのときも編集会議等で、これってどこの子どもの貧困の話ですかということが非常に言われまして、そのために副題にわざわざ、日本の、それも「貧困」じゃなくて「不公平」という、少しあいまいな言葉で濁したような形での副題が入ってしまったという経緯があります。

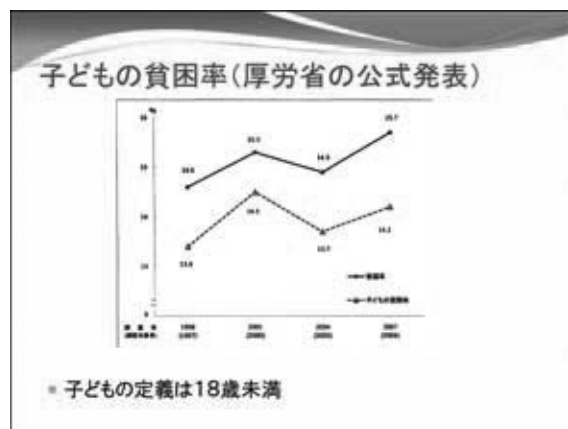
そして、たまたま今回、私は子どもの貧困について書いたのですが、トピックを子どもに絞ったのはどちらかというと政治的な配慮からです。というのは、貧困研究というのは、いつでも非常に大きな壁にぶち当たってきました。その1つが自己責任論です。つまり自己責任で貧困になる人たちに対して、社会政策で何かをする必要があるのかどうかということところです。自己責任で貧困になってしまう人、自己責任でホームレスになる人、自己責任でフリーターになるような人たち、それは本当に貧困なのか、という回答がいつも返ってきたわけです。

ですので、それを何とかかわしていきたいと思って、たまたま子どもに特化した一般向けの本を書いたということになります。実のところすごく言い訳で申し訳ないですが、このお茶の水女子大学のように教育学や社会学の殿堂ということで、子どもの貧困の話をするのは不安というところもありますが、そこは貧困学者の言っていることだと思って大目に見てくださって、おおらかな目でいろいろアドバイス等をいただければと思います。

それでは内容について入っていききたいと思います。今日まずお話するのが、子どもの貧困の定義と、それを使って計測した子どもの貧困という問題の大きさについてのが1つ、それと社会保障制度です。これは私の研究所が社会保障研究所ですので、生活保護やそのほかの児童手当や今回の子ども手当も入りますけど、それらの社会政策というものがどれぐらい機能しているのかというお話をさせ

ていただきたいと思います。

まず子どもの貧困のグラフから始めていきたいと思いますが、これは昨年の10月末に厚生労働省が公式に発表した、赤線の方が子どもで、青線の方が成人というか社会全体ですが、子どもの相対的貧困率です(①)。



①

実は日本の厚労省が、相対的な貧困概念を持って、相対的にも絶対的にも同じ情報ですが、貧困率というものを発表したのが45年ぶりでした。一番最後に行ったのは、1960年代に低消費世帯数の推計という形で何パーセントという形で出されていますが、それを最後に日本では貧困問題というのは解決したと、60年代になって高度成長期にかかって戦後は終わり、飢えているような子どもがいなくなり、それでも貧困は解消したという観点から、貧困に関する調査といわれるようなものは公式にはまったく見られなくなってきました。

ですので、この45年ぶりの発表というのは、私たちのように長い間貧困研究をやっているものにとって非常に画期的なことでした。

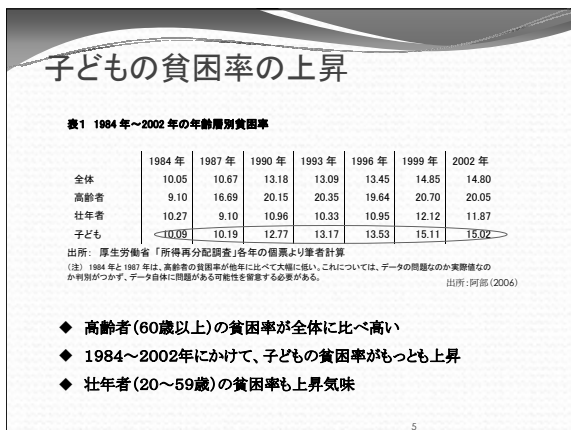
ただこの数値自体については、今までもいろいろな研究者が発表していますので、別に驚くことではありません。OECDという国際機関ももちろん発表しています。これはOECDの定義によるものですが、子どもの貧困率(2007年データ。所得データは2006年のときの所得になります)が、すでに14.2%という数値になっております。

研究者がやったものとしては、この数値は私が2006年の著書に出したものですが、84年から2002年の数値をここで計算しております。この表で強調していきたいことは3つあります。1つは、今日のテーマは子どもの貧困ですが、今でもやはり日本の中で誰が一番貧困かという、圧倒的に高齢者であるということです。子どもの貧困は確かに上昇してきていますし、子どもの貧困の上昇率が一番高いですが、それでもやはり日本の貧困問題の中でどこにウエー

トが占めるかという、やはり高齢者の部分が非常に多いわけです。

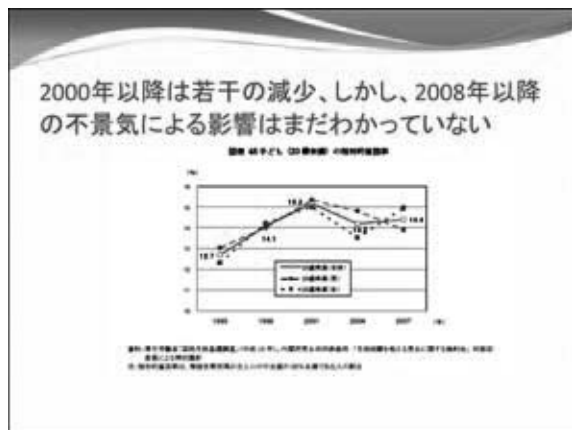
もう1つが、OECDが日本の貧困率を発表したときには、日本の子どもの約7人に1人が貧困状況であるということが、非常にショッキングなこととして受け止められたのですが、実は1984年の時点でも(子どもの貧困率は)10%で、10人に1人(が貧困状態であったこと)です。子どもの貧困は7人に1人ということで、非常に衝撃的な見出しが週刊誌にまで載り、2008年のリーマンショック以降に急激にそのような新聞記事や週刊誌の特集が組まれるようになったのですが、でも決して子どもの貧困も大人の貧困も、リーマンショック以降に起きた、いわゆる100年に1度の未曾有の経済危機や不況などによって起こってきたことではまったくないということです。日本の貧困問題というのはもっと構造的なもので、もう80年代から着々と進んできた問題です。これは構造的な問題です。80年代という思い出していただきたいのですが、まだ日本の中では格差があるということさえも、あまり論じられていなかったころです。格差社会という言葉がはやりだしたのは90年代です。そのようなやはりとはまったく別の状況で、日本の貧困問題というのは決して新しい問題でもないし、決して急激に何かの外因ショックによって起こったものでもない、構造的にも着々と起こってきた問題である、ということがお分かりになっていただければと思います。

これは厚労省の発表の少し前に、内閣府の依頼で私が計算したのですが、これと同じような傾向が伝えています(②)。



②

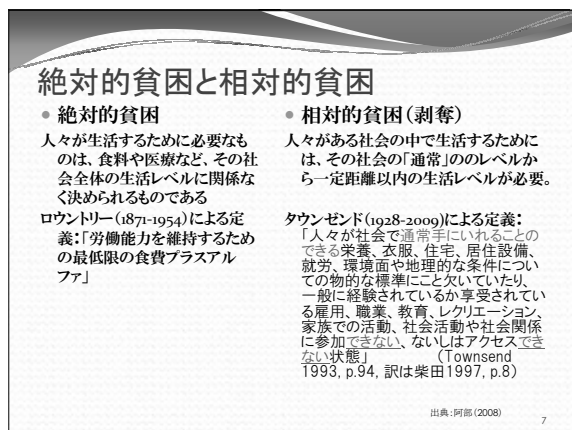
90年代の終わりから2000年代にかけて貧困率は着々と上がってきて、2001年から2004にかけては少し下がりますが、これは経済が少し回復した時期です。それからまた2007年にかけて上がっていくという状況になります(③)。



③

思い出していただければと思いますが、2007年、2006年というのは、日本の経済指標はかなりよかったころです。非常に好景気といわれていたころで、企業は軒並みに戦後、最高の純利益増という状況にあった時期であるということです。それでも貧困率は、大きな減少というのは起こらなかったです。今の時点、2008年、2009年、2010年で見ますが、経済状況が急激に悪化している中での、貧困率がどれくらいまで上がっているかという数値は、実は私たちが使える取得データというのは、約3年から4年の遅れをもってしか使えませんので、これが分かるのは3年後ぐらいになります。でも想像するだけでも相当上がっているだろうというのは、ほとんど間違いのないと思われます。

OECDが言い伝え、それから厚労省が45年ぶりに使ったという、相対的貧困という概念をご説明していきたいと思っています。貧困の指標もすごくいろいろなものがありますが、一番混乱を招きやすいところが、それが絶対的貧困なのか、相対的貧困なのかという話です。絶対的貧困と相対的貧困というのは、言葉の定義からすれば、相対的貧困というのはその人が住んでいる社会によって決められるものであって、普遍のものではないということです。社会の生活水準が上がっていけば上がるし、国ごとにも違うし、時代ごとでも違うという、その社会によって相対的に決められるものだというのが相対的貧困の概念です(④)。



④

絶対的貧困というのはそうではなくて、例えば人間の生存に必要なのは、1日1,800カロリーの食料だということがあった、その1,800という数字は、別にそれが原始時代であろうと21世紀であろうと、アフリカであろうと日本であろうとイギリスだろうとアメリカだろうと、変わらないという普遍的なものというのが絶対的ということで、変わらないということだと思います。必ずしもそれにしようとしたわけではないですが、絶対的貧困としてよく使われるのがラントリーという非常に有名な貧困学者が、1世紀以上も前にイギリスの労働者に対して行った貧困調査ということになります。

相対的貧困というのは、これからもう少し詳しくご説明いたしますが、それからだいぶ後になりますが、タウンゼントというやはりイギリスの貧困の学者が打ち出した概念です。ここでタウンゼントによる相対的剥奪の定義を書いておきました。それは、「人々が社会で通常手に入れることのできる栄養、衣服、住宅、居住設備、就労、環境面、地理的な条件についての物的な標準に事欠いていたり、一般に経験されているか享受されている雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できない、ないしはアクセスできない状態」であるということです。そこでタウンゼントが比較の対象としたのは、社会一般の通常ということです。それに対してラントリーというのは、社会の通常とは関係ないところで決められるものがあるということがあられるわけです。

ただ絶対的貧困と相対的貧困というのは、非常に違う概念のように感じられるかと思いますが、実際には私はそれほどの違いはないと思っています。これは非常に大きな論争のあるところですが、タウンゼントが相対的剥奪概念というのを打ち出したときに、例として使ったのがお茶でした。お茶というのは、栄養的にもカロリーの的にもゼロですので、ラントリー的に考えると別に何も意味がないものなので、それは貧困の中の最低生活のものの中に入らない、ですがタウンゼントはお茶を飲むという行動は、栄養的には何も意味がないけれども、イギリスの当時の社会においては通常誰もがやっているコミュニケーション手段であって、それができないということは貧困状態であると定義づけるわけです。ですので、お茶は相対的な貧困の構成するものであるとタウンゼントは説くわけです。

同じような観点でそれを日本に適用してみますと、私がよく使う例が靴です。たいていの人は靴がない状況の人を見たら、それは絶対的貧困状況にあると、ほとんどの日本人であっても思います。けれども日本の社会においては、別に靴がなくても生活はできますし、生きることはたぶん可能だと思います。足はあかぎれになってしまうかもしれないし、どろどろになってしまうかもしれませんが、

靴がなくても学校に行けますし、靴がなくても死ぬことはないと思います。

ですが、私たちは靴がないということに対してかなり嫌悪感を持ちます。それはひどいことだと感じます。でもなぜそれを感じるかという、私たちの通常生きている日本の現代社会では、靴を履くのが当たり前だからです。靴を履くということが、他人からも求められているし、自分もそれをしなければいけないことで、靴を履かなかつたらやっぱり恥ずかしい、外へ出ていくこともできない、学校に行ったらいじめられる、靴を履かないで就職活動はできません、という状況があるわけです。ですので靴というのは、絶対的な貧困概念の中に入るものではなく相対的なものです。

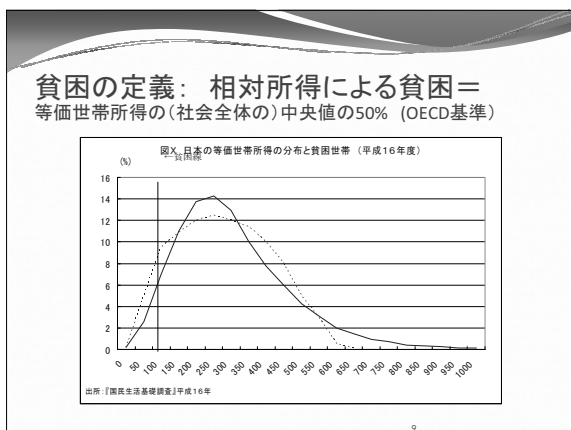
それを考えていきますと、では電話はどうなのか、今日本の現代社会の中で電話がなくても生きていけるか、電話は絶対的貧困かどうなのか、では冷蔵庫はどうか、携帯電話はどうか、と考えていくとだんだん分からなくなってしまいます。ですので、これは絶対的貧困と考えられているものと、靴は考えられると思いますが、相対的貧困の線引きというのは非常に難しくなってくるわけです。どうやって線引きするかというと、例えば生活保護法などで使われているような、その地域で普及率が90%以上など、そのようなものに頼るしかないです。でも普及率が90%どうのこうのという概念は相対的概念です。ですので、今私は、絶対的貧困概念と相対的貧困概念というのはそれほど大きな違いはないと思います。これはただ単に、どこに線引きをするかというところのレベルの問題ではないかと、私自身は考えています。

では実際にどのように、例えば先ほどの14%という数字がはじき出されるのかということ、少しテクニカルになりますが説明していきたいと思います。これは実際の日本の所得の分布で、実線の方が所得分布になり、世界のすべての人の所得を合算した数値を世帯人数で調整した、等価世帯所得というものを使っております。ですから等価世帯所得で見て、例えば年収が200万円から250万円の人が14%ぐらいいるという数値になります。

OECDは、所得というデータを使って貧困率を計算します。先ほどの厚労省もそうですし、私が行った計算も所得を使っています。それはただ単に低所得＝貧困ではないです。というのは例えばビル・ゲイツが1年間仕事をしなくても所得がゼロであっても、決して貧困ではないです。彼にはもう膨大な貯蓄があるわけだし、すてきな家もあって別に何も買わなくてもたぶん生きていけると思いますので、貧困ではないです。低所得＝貧困ではありません。けれどもなぜ所得データを使うかという、所得データというのが比較的国際比較が可能であり、比較的信頼性が

高い大規模な調査が行われているデータの抽出だからです。それが所得をデータにする1つの理由になります。

もう1つの理由が、いろいろ先ほどのビル・ゲイツのような例はありますが、それでも実質的な生活水準と所得というのはかなりの相関があるということです。ほかのいろいろな全部の調査をすることができない中では、所得というのは1つのメルクマールになっているということで、所得データが使われます。OECDが使っている定義は、所得の分布の中でも平均値ではなくて中央値、中央値というのは上から数えても下から数えても50%ぐらいしかない、の半分の所得しかない人を貧困と定義づけます (⑤)。



⑤

これはグラフで言いますと中央値がちょうどここら辺にありますので、その半分のこの線が貧困線となります。高校のときの積分を思い出していただきたいですが、これは分布図ですのでこの下の山の部分の面積、この実線を積分した面積というのは人口の100%です。その中でこの三角形の部分にある人がこの山の中で何パーセントいるかというのが、貧困率という数値になります。もちろんこの山の中には日本の社会の全人口が入っているので、子どもがどれぐらいいるかといったら、この中の4分の1ぐらいの点々が子どもになるわけです。その子どもの点々がどれぐらいここに集中しているかというのが、子どもの貧困率ということになります。

どのような子どもが貧困かということですが、これは一番新しい、厚生労働省が発表した数値と同じ年度の、2007年のときに調査された数値で計算してみますと、全体ではやはり15%ぐらいになります。

日本の子どもの貧困の一番特徴的なのが、母子世帯や父子世帯という特定の世帯タイプに非常に偏っているというのが1つです。母子世帯はここで見ますと貧困率59.31%、父子世帯の方は25%になります。ただし構成比、子どもの中で母子世帯に育っている子どもの割合というのは、ま

だ欧米諸国に比べて非常に少ないので、この定義では5.3%、父子世帯に至っては0.4%しかありません (⑥)。

どのような子どもが貧困か

子どもの貧困率：世帯類型別 (平成19年)

	貧困率(%)	構成比(%)
夫婦と未婚の子のみ世帯	10.21	63.3%
母子世帯	59.31	5.3%
父子世帯	25.00	0.4%
3世代世帯	12.46	27.5%
その他の世帯	35.13	3.5%

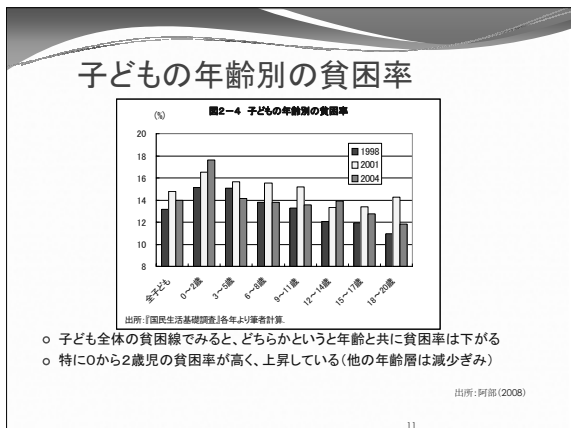
出所：阿部(2008)

⑥

そのほかの世帯では、例えば三世帯世帯というのが12.46%です。日本の父子世帯、母子世帯の多くは、実は三世帯世帯です。母親や父親の親、つまりおじいちゃん、おばあちゃんという三世帯世帯になる選択をする母子世帯、父子世帯が非常に多いので、約3分の1は三世帯世帯になります。そこに欧米定義で言うような母子世帯というのも、入っているのも確かです。それから若干ですが、その他世帯といっておじいちゃん、おばあちゃんだけ暮らしている子どもや、きょうだいと暮らしている子どもたちというものが入ってきます。これらの貧困率も見逃ごせない高さになります。

もう1つこの表から計算すればすぐ出てきますが、実際には出してない数値があります。それが、貧困の子どもの世帯形態です。日本で新聞等で扱われるいわゆる貧困の子どもというのは、ほとんどの場合は母子世帯です。皆さんもお気づきになったと思います。それは母子世帯に圧倒的に貧困率が高いので確かにそうですが、でも構成比は少ないです。貧困の子どもの中で母子世帯の子どもは何パーセントいるかという数値を見た場合、せいぜい2割か3割です。貧困の子どもの中で半分以上の子どもは、両親そろった世帯に育っている子どもです。かなりイメージ的に、子どもの貧困＝母子世帯の貧困というのが付けられています。それは数値から見ると、偏った見方になるのということをお知らせしておきたいです。

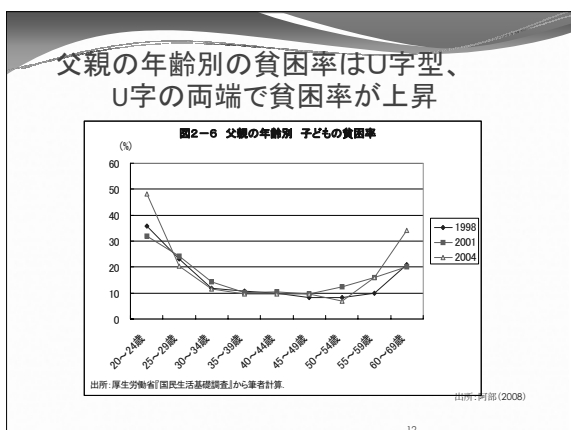
次が子どもの年齢別ですが、これは少し古いデータで2004年のデータが一番新しくなります (⑦)。



⑦

見ますと、子どもの年齢が小さいほど貧困率が高くなる傾向があります。これはもちろん日本の年功序列制度や諸制度のあるおかげで、だいたい親の年齢とともに所得というのは上がっていきます。それと同時に親の年齢と子どもの年齢と100%相対するわけではないですが、でもやはり子どもの年齢別で見ると小さな子どもの方が貧困になる確率は高くなります。その傾向は、今まさに顕著になってきています。というのは、若者の非正規化というのが今20代で起こっているわけです。20代はもちろんそれで非婚化もすすんでおりますが、中でも結婚して子どもを持つもちろん20代もいるわけで、その中でなお非正規化も進んでいるということになりますので、小さな子どもの貧困化というのが近年急激に進んでいるというのが言えると思います。

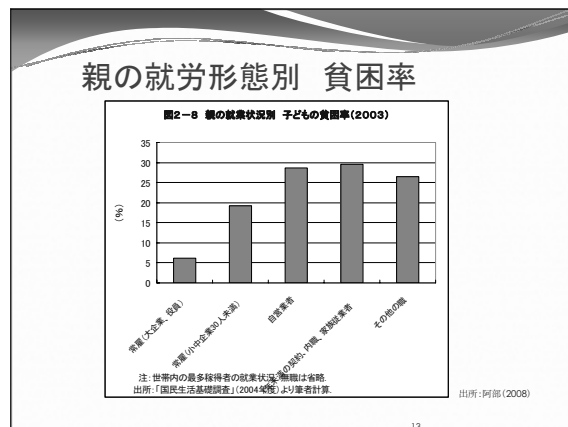
また1つ顕著なハウスデータですが、これは父親の年齢別に見たものです(⑧)。



⑧

2004年が黄色いグラフになりますが、20歳から24歳という父親を持つような子どもの貧困率が、非常に高くなっているということがお分かりになったと思います。

これは、親の就労形態別です(⑨)。



⑨

これで使ったデータは国民生活基礎調査という厚労省のデータですが、これはあまり就業状況を、私たちが見たいようなパートやフルタイムや、正規か非正規かという、明確なものがあまりないのではっきりとは出ないですが、それでもやはり常勤雇用で大企業に勤めているようなところでは、子どもの貧困率は比較的少ないです。それ以外のところ、常勤雇用であっても中小企業や、そのほか自営業者、それからいわゆるパートタイムという、非正規という契約の雇用形態の親を持っている場合は、非常に貧困率が高くなります。

次に所得による貧困とは違うやり方での貧困のとらえ方というのを、1つご紹介したいと思います。所得というのは、先ほど言いましたように、低所得=貧困ではないです。というのは、人々の生活水準というのはいろいろな貯蓄や、そのほかのいろいろな人的資源というのに支えられているので、その時々所得だけで暮らしているのではないわけです。

それのほかにいろいろな問題点があります。まず1つが、入ってくる方を見ているのですが、出ていく方を全然コントロールしていないという問題があります。先程の説明では、世帯所得は人数で調整してありますと言ったのを覚えていらっしゃる方もあるかと思いますが、同じ世帯人数であれば、例えば、2歳の子どもの持っている人と、15歳の子どもの持っている人も、まったく同じように計算するわけです。それからおじいさんと一緒に暮らしているのも、人数ではもちろん調整していますが、誰がどれくらい使っているか、どれだけの経費が必要かということについてはまったくコントロールされていないので、当然のことながら同じ所得であっても、子どもが1歳と2歳の場合と15歳と16歳の場合では、ニーズの方が違いますから生活水準が異なってきます。またはお子さんの1人が障害児で

ある場合など、同じ生活をするための費用がまったく違うわけですが、出ていく方はまったく見ていないので、あくまでも入ってくる方だけで見ているという欠点があります。

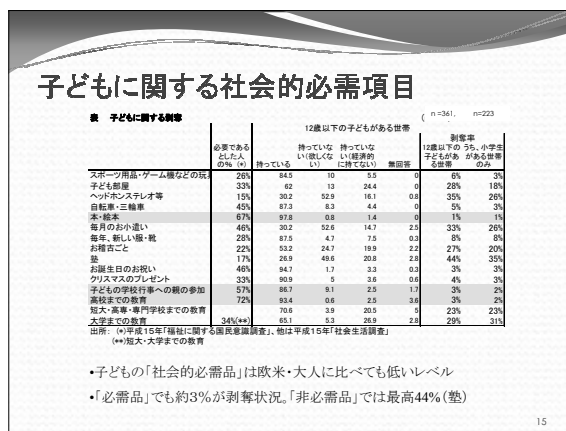
それから所得による方法というのは、世帯の中でのすべての人が同じ生活水準にあると仮定しています。つまり親も子どももみんな同じ生活水準です。でも実際に家庭構造を見てみれば、子どもは何かやっているけど親は我慢しているなど、また逆に親は浪費して全部パチンコに使っているけど、子どもにはろくなものを食べさせてない、そういう状況もあるわけです。ですので、これは非常に大きな仮定なわけです。それらを見ることも可能であるというのが、次にご紹介する相対的剥奪の1つの利点となります。

この相対的剥奪というのは、タウンゼントが開発した方法ですが、実際にどのような行動をしているか、どのような物を持っているか、どのような社会的な活動をしているかということ、一つひとつ調査をしてそれがあつかないかということをやっている、非常に直感的に分かりやすいことです。例えば3食を食べることができていますか、友達いると1週間に1度ぐらい飲みに行くことができますか、友達を家に呼ぶことができますか、冬にはちゃんと暖かいセーターがありますか、という非常にわかりやすいものをリストアップします。それをすべて項目で調査をして、それがどれぐらい欠けている状況にあるのかということ調べるわけです。

その前の1つの段階としてあるのが、何を項目としてリストアップするかという問題です。例えば今私が申し上げたように1日3食食べる、冬の暖かいセーターや、1週間に1遍、友達と飲みに行くという項目が、それは今私が頭の中で考えたことであって、タウンゼントもまったく頭の中で考えて60項目を作ったのですが、でも友達と1週間に一遍飲みに行くというのはぜいたく品なのか、それとも生活の必需品なのかということの、はっきりとした論拠というのはありません。そのため、それに根拠づけをするために予備調査として、社会一般の人に、例えば、その当時のイギリスにおいて通常的生活をするために、友達と1週間に一遍飲みに行くというのは必要かということを探る調査します。それでどれぐらいの人がそれは必要であると答えたかどうかということ考えた上で、大多数の人が必要であると言ったものだけを、リストアップして調査するという方法が採られています。

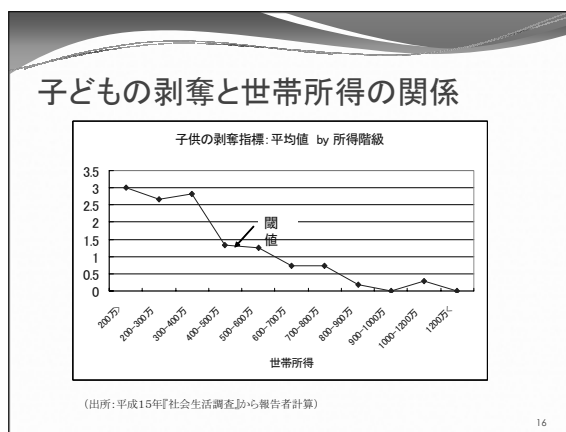
私は日本でも、このような一般市民の人が考える「最低生活」とはどんなものか、という調査を行いました。この(調査)の中で日本人の特徴がわかってきました。日本人は、最低限の生活に絶対に必要であると挙げられる項目が非常に少なかったということになります。例えば、子どもに

ついて、自転車、三輪車というのが絶対に必要であると言った人は41%で、クリスマスプレゼントなんていうのは33%ぐらいしかない、という状況になります(⑩)。



⑩

実際にどれぐらいの子どもがそれを享受できていない状況なのかというのが、こちら側の表になります。選択肢は個人の選択として、子どもですので親の選択かもしれませんが、そういうのを持たないということもあります。例えば、うちの子は自転車は危ないから持たせないという選択をする人もいるかもしれません。でもそれは別に貧困ではないと考えます。本当はうちの子にも自転車を買ってやりたいけど買ってやれないということがどれぐらいいるのかということ調べています。経済的に持っていないという人の割合です。例えば一番下の項目「大学までの教育」というのは、ここに挙げると26.9%が経済的に行かせることができないと答えています。黄色いところの項目では、例えば子どもの学校行事に親が参加することについては、2.6%が経済的な理由で行くことができないと答えていることがわかります。それを所得とクロスさせたものがこの図になります(⑪)。

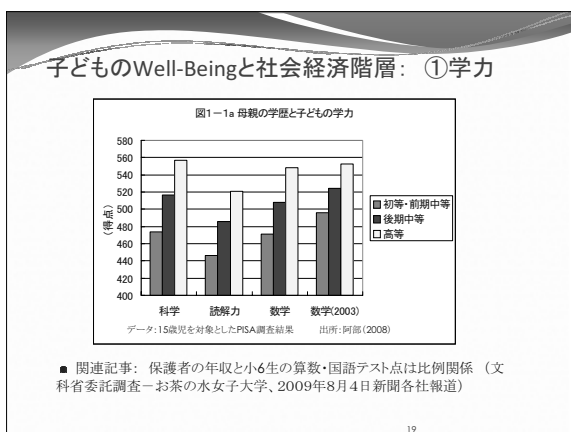


⑪

これは子どもの先ほどの11個ぐらいの項目で欠けている人の割合というか、ない項目数の平均値を所得階級ごとに出していったものです。そうしますとだいたい400万円、500万円ぐらいからその値がぐっと上がっているというのが、お分かりになるかと思いますが。大人の剥奪指標でもやってみて、大人の場合は項目数が多かったのですが、もっとならかな図になりますが、明らかに400万円、500万円ぐらいのところから、その剥奪されている人たちのリスクが高まるということが分かってきました。これはイギリスでも発見されている図ですし、そのほかの国についても発見されている、まったくほかの国でやっている調査と同じような結果が出たということで、私はこれは非常に驚きでした。

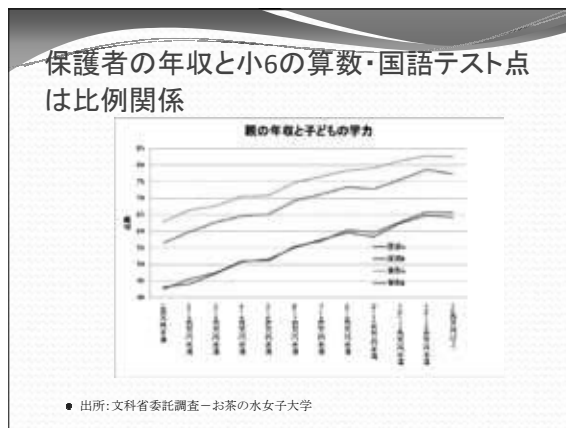
400万円、500万円が何を表すかというところですが、だいたいこれぐらいから何かをあきらめなければいけないという生活が始まると考えていただければと思います。もちろん一番最初に申し上げましたように、低所得=低生活水準、貧困ではないので、この相関も100%ではないですが、もし所得という指標で見るのであれば、400万円、500万円ぐらいから貧困のリスクが高まると考えていいということが分かってくると思います。

この次のハンドアウトの方の4ページ、5ページ、それから6ページ、14ぐらいのスライドがありますが、ここで挙げたものはすべて子どもの貧困ということと、子どもが抱えているさまざまな状況です。学力、子育て環境、児童虐待、非行、それから不登校も新しい形態としてありますし、それから健康というところがその子どもの経済状況に非常に相関が高いということを言っているわけです(12~20)。

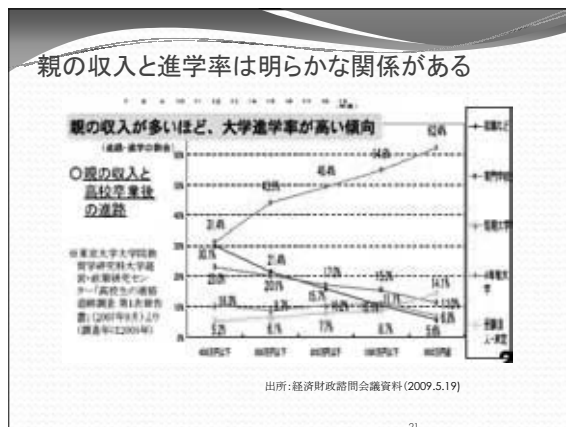


■ 関連記事: 保護者の年収と小6生の算数・国語テスト点は比例関係 (文科省委託調査-お茶の水女子大学、2009年8月4日新聞各社報道)

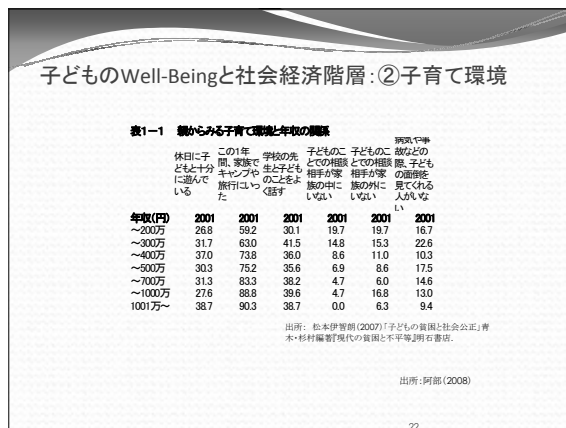
12



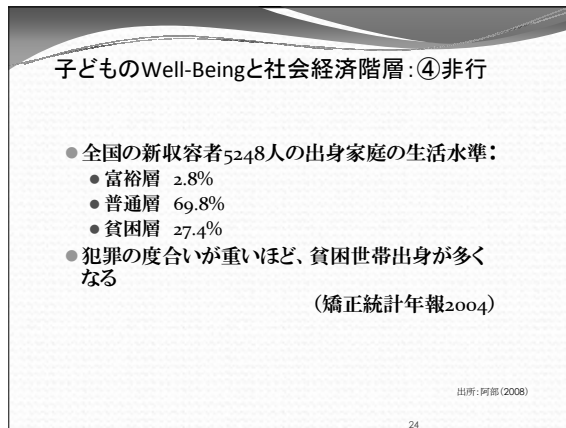
13



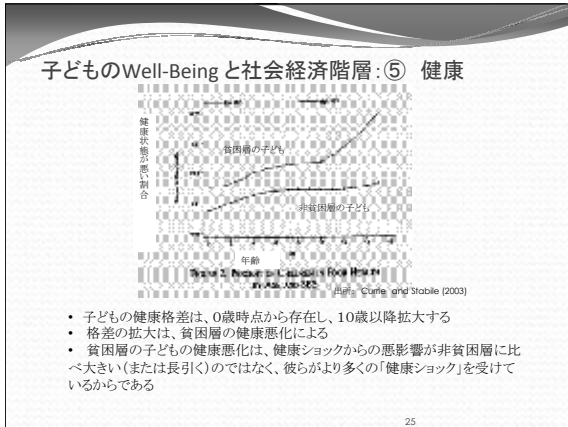
14



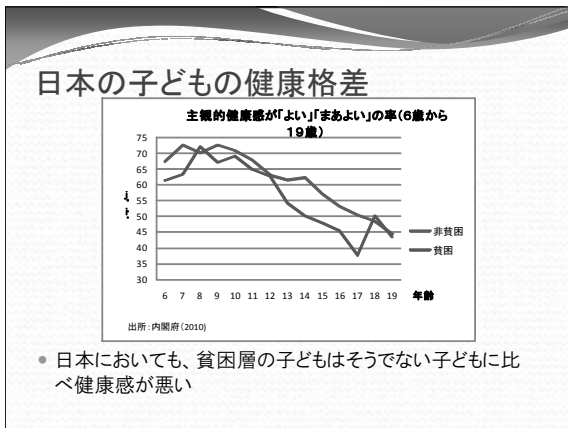
15



16



⑰



⑱

- ### 子どもの健康格差が生じる要因
- 健康ショックに対する影響の違い
 - 情報の欠如(病気や障害などに気付くことに遅れる等)
 - 健康ショックに対処するリソースの欠如
 - 医療へのアクセス(例:無保険)
 - 医療費(例:自己負担費による診療抑制)
 - ケアの欠如(例:親の長時間労働による子どものケア時間の不足)
 - 健康ショックの頻度・深度の違い
 - 劣悪な居住環境
 - 貧相な栄養・食生活
 - 家庭内のストレス(極端な例:児童虐待)

⑲

子どものWell-Beingと社会経済階層:⑥ 不登校

板橋区の不登校児童生徒の人数と出現率(2006年)

	生活保護受給児童	準要保護児童	その他の児童	計
小学校	2人(0.29%)	3人(0.04%)	1人(0.01%)	6人
中学校	52人(11.58%)	100人(3.20%)	127人(2.4%)	279人

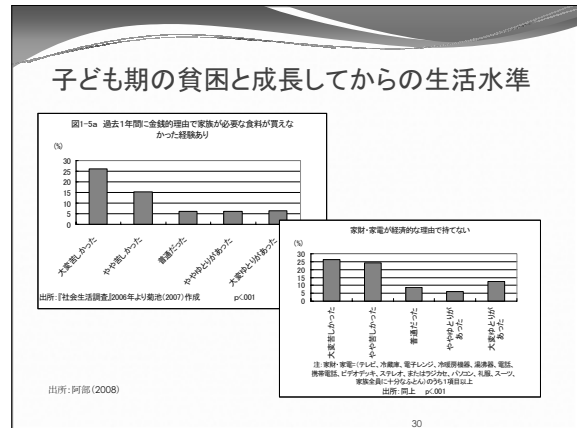
出所:池谷秀量(2009)『不登校児童・生徒と貧困』子どもの貧困白書(財団法人石野書局, p.240)

- 貧困層の子どもの不登校になる確率が高い

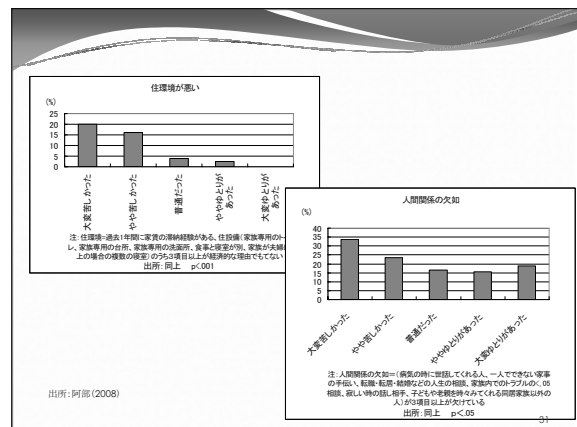
⑳

相対的貧困という概念から見ても、いくら私が先ほどの山型のグループを指して、これが相対的貧困の定義、それで貧困の子どもは14%いますと言っても、別に飢えていないわけでもないし、洋服も着ているし、だからって何が問題だと言う人がいるわけです。ですので、やはりこんなに格差がある、日本は決して機会の平等というのは達成されていないということを言うために、私はもう探せるだけのデータを集めてきたということです。ここで言っているのはつまり、子どもの経済状況が悪くなると子どもの学力が低くなる、リスクが高くなる、非行になるリスクも高くなる、不登校になるリスクも高くなる、もちろん全員になるわけではないですが、児童虐待に遭うリスクも高まる、健康が案じられるリスクも高くなるということです。

それが大人になってからも影響を及ぼして、次の世代の貧困への連鎖になっているというのが、6ページが一番上の方のデータにあります(㉑㉒)。



㉑

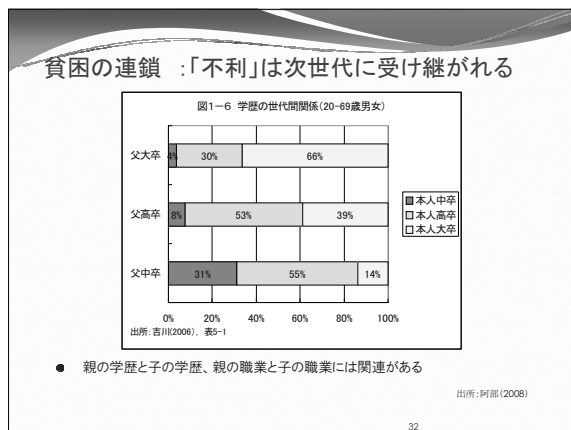


㉒

左の方のグラフは、15歳のときの生活状況を横軸として、今の大人になってからの生活水準を見ているものです。ここでは住環境が悪いというのと、人間関係の欠如という

2つの指標を出していますが、これも両方15歳のときの貧困というのとかかなり高い相関があるということです。

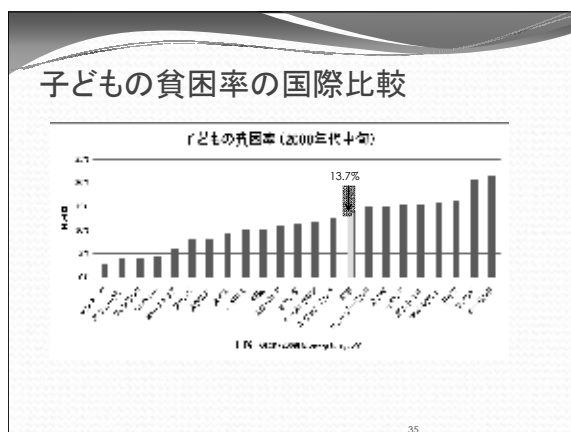
それから次は、これは教育学ということから、皆さんは知っていらっしゃる見たことがあるグラフかと思いますが、親の学歴と子どもの学歴、親の職業と子どもの職業は、相関関係が大きいということです(23)。



23

もう皆さんにとって当たり前のことかと思いますが、一般市民の方はこれでさえもなかなか信じられないというところがあったので、いかに貧困ということが認知されてこなかったということが分かるかと思います。

次に政策の話をしていきたいと思います。まず見ていただきたいのが6ページの一番下の左の図になります(24)。

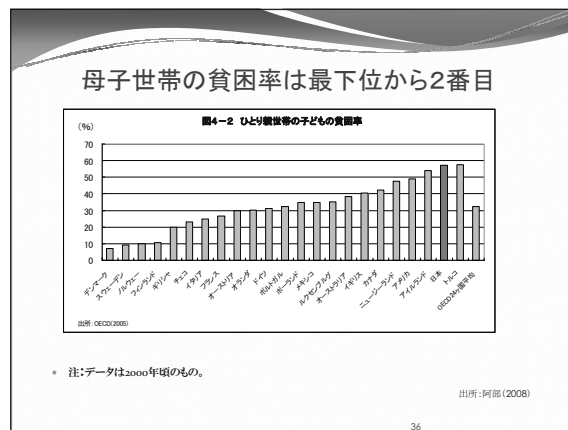


24

これが貧困率の国際比較、一番新しい数値としてあるもので、OECDがやった調査で2008年の夏、私が本を書いた後ですが、出された数値になります。このときに使われていたデータは2004年のデータです。日本の場合は、2003年のときの所得のことを言っています。これで言いますと、子どもの貧困率は13.7%です。順番に言いますと、

OECDのこれは全部で30カ国はないですが、上から9番目ぐらいになります。

その次、6ページの下の方、母子世帯の貧困率は最下位から2番目、これも少し古いデータですが、2000年代のころのものです(25)。

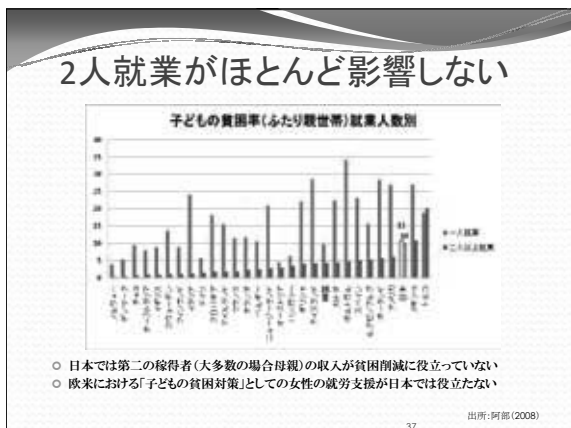


25

これを見ますと、母子世帯の貧困率は、トルコと並んでほとんど変わらないです。この2つのグラフで強調したいことは、まず第1に、これももちろん子どもの貧困率ではなくて、大人の貧困率でも同じようなグラフが描けるわけです。ちなみにすべての人の貧困率で見ると、日本は30カ国中4位、上から4番目となります。日本より貧困率が高いのは、アメリカとトルコとメキシコしかありませんが、それは一番最初に申し上げましたが、日本では高齢者の方が貧困率が高いので、高齢者を含めた数字の方が国際ランキングでは悪くなってしまいます。

ですが、社会全体での貧困率の高い国と低い国の差よりも、子どもだけの貧困率で見た差の方が圧倒的に大きいです。これで見ただけであれば分かりますように、デンマークは子どもの貧困率が3%です。それに対して、例えばアメリカ、ポーランドは20%以上で、ものすごい差があるわけです。これは経済成長や1人当たりのGDPでは全然説明ができません。もちろんグローバル化やいろいろな経済的な兆候というのは、このような先進諸国はみんな同じように波をかぶっているはずですが、ここまで違います。それは母子世帯にしてみるとさらに大きくなります。どの国でもだいたい母子世帯の貧困率の方が、子ども全体の貧困率より高いです。それでも、これを見ていただけると分かりますように、北欧諸国は10%以下、日本、トルコでは60%近い数字となっています。

その次の1ページをめくっていただいて、これは2人就業がほとんど影響しないということを言っています(26)。



26

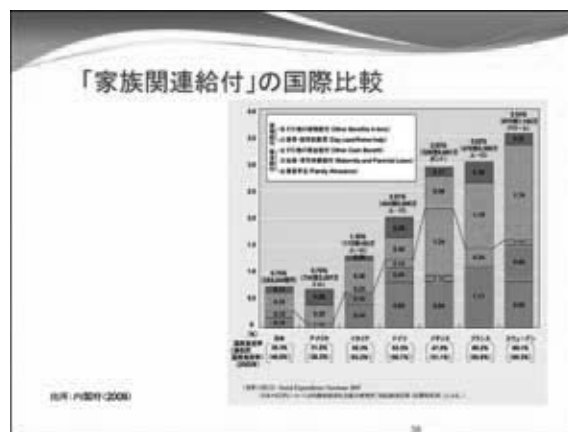
これは二親世帯にある子どもの場合の貧困率を計算していますが、その世帯の中で1人だけ就業している場合と、2人就業している場合、2人就業しているというのはほとんどの場合は共働き世帯です。1人就業の場合は、お父さんが働いていて専業主婦みたいな世帯ということが、どの国でもだいたいそのような傾向があります。それで見ますと多くの先進諸国では、親が2人いて共働きであれば、貧困率がすごく小さくなります。これが赤の方のグラフで、ほとんどゼロに近いという数値になります。

これらの国々においては、OECDの報告書でも勧告しているのは、子どもの貧困を解消するための一番大きな政策は、母親の就労促進になり、つまり保育所側を整備して母親が働ける環境をつくるということによって、子どもの貧困を削減できます。日本を見ていただければと思います。日本はまず1人就業しても2人就業しても、ほとんど足りないです。1人の場合が11%、2人の場合が10%で、ほとんど共働きというのがそれほどいいオプションではないということです。

ただ逆にこのグラフを見ることができて、逆に考えると、日本は1人就業の場合の貧困率がほかの国に比べればすごく少ないです。青いグラフと日本の11%を比べていただければと思います。何が起きているのかというと、日本の場合は1人就業している場合は、結構裕福な中間層以上の家庭が多いです。なので専業主婦というオプションを取れます。しかし、2人就業の場合は、お父さんの収入だけだとどうにもならないから、お母さんも働き始めているという世帯が多いです。これは保育園の親の年収と幼稚園の親の年収を見てみると、非常に分かります。世帯所得で見るともちろん差はありますが、一番顕著なのが、父親の所得の平均を見てみると、幼稚園の父親の所得の平均と保育園の父親の所得の平均は200万円ぐらい違います。やはりここで、階層的な分断が起こっているということです。それが日本の中の非常に問題になります。もちろん2人目

の就業がまったく役に立たないというのは、女性が働きに出て、2人合わせてもワーキングプアであるということです。もちろんそれは女性の労働の問題でもあります、男性の方の労働の問題でもあるということです。

3つ目に強調したいことが、政策の効果がほとんどないということです。ただ日本だって何もしてこなかったわけではないです。今まで少子化対策ということで、特に2000年代に入ってから是非常に少子化関連予算を拡充されてきたわけです。でもどういう状況かという、拡充されてきてもこれぐらいのレベルだということが次のグラフになります(27)。



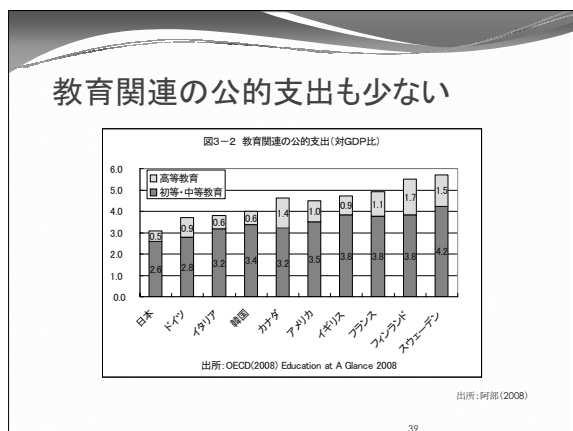
27

これは2003年の数値になりますが、対GDP比で見て、家族関連給付をどれぐらい使っているかということを見ますと、一番この中で多いのはスウェーデンの3.54%ですが、日本では0.7%で非常に少ないということが分かります。もちろん日本とスウェーデンやその他の国々では少子化率が違います。高齢者が日本は多いので、人口に占める子どもの割合は日本はこの中の国では一番少ないです。けれども3.5倍の違いがあるかということ、それはありません。日本の子どもの割合とスウェーデンの子どもの割合は、1.3倍ぐらい違います。それで対GDP比でここまで違う差を説明できるかということ、それはできないということです。

ここでは唯一アメリカが日本より低くなって0.7%になっていますが、このグラフの中には、給付付税額控除の数値が入っていません。アメリカの場合、養子世帯に対する児童控除の大きな柱が税額控除です。それを入れたらアメリカと日本が逆転してしまう可能性も高いと思います。ちなみにこれは保育所や育児給付金など、現物給付の中に入っています。日本はこんなにたくさん保育所を拡充してきたはずなのに、それでもまだこんなレベルなのかというのが少し驚きだと思います。

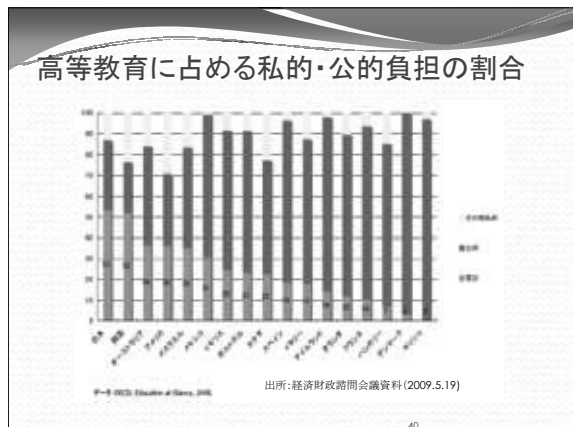
これは教育関連で、教育関係の先生方は当たり前のよう

に知っていらっしゃると思いますが、対GDP比で見ると日本は非常に少ないということで、これは2008年の数値です(28)。



28

これも非常に有名な図ですが、高等教育に占める私的、公的負担の割合ということで、ピンクの部分の家計と書いてありますが、これが学生の家族が負担している部分です。日本は韓国と並んで一番高い割合で、高等教育の費用を負担しているということがわかります(29)。

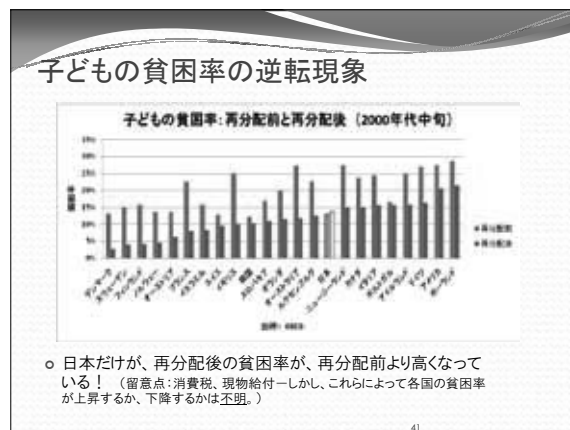


29

家族関連給付と教育関連の公的支出のグラフを見せましたけれども、もう一つ考えなければいけないのが負担の方の構造です。つまり公的保険料や税金別という形で、私たちは負担もしています。本来であれば、負担する分ともらう分と差し引いてネットでいくらがもらっているかというのが重要です。このたび子ども手当の話があり、子ども手当がもらえるようになったけれども扶養控除がカットされたので、プラマイそんなに大したことはないという議論が起きているかと思いますが、結局のところネットで見なければ何の意味もないわけで、それがどういう状況になっ

ているかということです。

この図は、皆さんもご覧になることがあるかもしれませんが、私が書いた本の中で一番引用されていて、一番いろいろなところで使い回されているものだと思いますが、再分配前と再分配後の子どもの貧困率を出しています(30)。



30

再分配前というのが市場所得で、つまり税金も払う前、社会保険料も払う前で、あらゆる給付金をもらう前です。給付金というのは、子ども手当や児童手当や生活保護やそのほか育児手当金など、それともしおじいちゃんやおばあちゃんと一緒に暮らしているのであれば年金や障害年金も入ります。すべての給付金をもらう前、すべての負担をする前が再分配前です。再分配後というのが、それらを全部差し引いた後の可処分所得で見た貧困率です。再分配前と再分配後の貧困率を比較することによって、政府がどれくらい再分配しているのか、政府がどれだけ貧困を削減しているのかが分かるわけです。

見ていただければ分かりますように、多くの国では青いグラフ、再分配前から、赤いグラフ、再分配後にかけて、貧困率を大きく削減させています。例えばフランスは非常に出生率も上がって有名になってきた国ですが、再分配前の貧困率は20%以上もあります。ですが再分配後は8%ぐらいです。日本は、実は再分配前の貧困率はそんなに低くありません。貧困という観点から見れば、市場所得は非常に平等な方の国です。それなのにまったく再分配をしていないので、再分配後の貧困率の方が若干上がってしまっています。これが逆転現象と名付けられて、非常に問題であると指摘がされているところです。

つまり日本は、ほかの国と同じくらい再分配すれば、日本の子どもの貧困率は本当に下がるはずですが。この間何をやってきたかということ、確かに児童手当は拡充してきました。でもどういうふう拡充したかということ、対象者を広くしました。どんどん所得制限と年齢を上げていきました。3歳以下が1万円に上がりましたけれども、額は上げなかつ

たです。1970年代に児童手当が一番最初に発足したときは、1人当たり3,000円でしたけれども、それから5,000円になって、その後ずっと5,000円という時代が続いたわけですが、その額の方は変えてきませんでした。この間子どもに関する費用というのは飛躍的に伸びていますが、それに関しても上げてきませんでした。逆に2000年以降少子化対策ということに何がやられるかという、もうかなりのばらまきのものが行われてきたということがあります。

同時期に社会保険料はどんどん上がってきます。税金はどちらかという減税気味であったと思いますが、貧困者に対する手だてはあまりしてきませんでした。そうしますと子どもを育てているようなほとんどの世帯は現役世代で、プラスマイナスで見たらマイナスになってしまうわけです。もちろんどの国であっても現役世代が、税という名前か社会保険料という名前か分かりませんが負担をしていて、それで高齢期に年金として受け取ったり、医療として受け取ったりということをしているわけで、これは別に世代間の対立ということでは言っているわけではないです。

ただほかの国が、なぜ貧困率をそこまで削減できるかというと、子どもがあつてかつ貧困線よりぎりぎりぐらいのところにいるという世帯以下の世帯に対しては、ネットの給付がプラスになるようにしているということです。それは現役世代、子どもがある世帯全部の負担を減らすということではなくて、下の方の1つの負担を減らすか、または給付を増やすかということで、何らかの形でプラスの給付にしないことには貧困率は下がりません。日本はそのところ、あまり貧困という概念からそのように制度設計をしてこなかったの、そのところがぎくしゃくしてしまっていて、こんな大きな見落としが起こっているという状況になります。

最後に、子ども手当の話、皆さんは興味があるかと思いますが、お話しさせていただきたいと思います。まず、貧困が、子どもの成長に影響するのということですが、多くの人は、貧困の子どもは教育投資が少なくなるので、それが教育（学力）格差となって、教育（学力）格差が、職業格差となって、それが所得格差になるというように論じます。しかし、子どもの貧困が、子どもに成長に影響する経路は、教育だけではありません。例えば、栄養の話であったり、医療へのアクセス、家庭環境（ロールモデルの欠如や、刺激が乏しいなど）もあります。

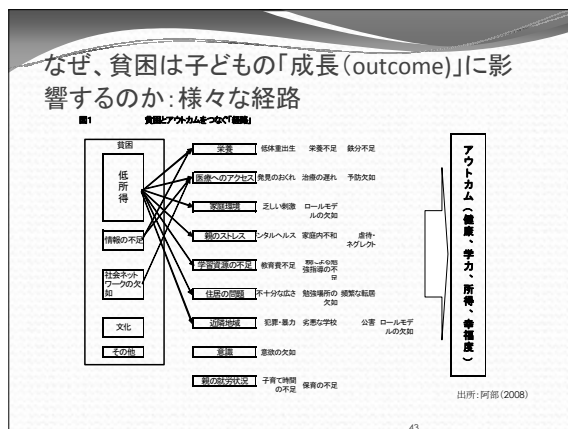
それから日本では非常に大きいと思われるのが、親のストレスです。親のストレスは、親自身がメンタルな問題をかかえてしまう、例えば母子世帯のお母さんはうつになる可能性が高いと思われるわけです。それは非常に厳しい経

済状況の中で暮らしているということ、そのような精神的疾患を持ってしまふことにつながります。それから家庭内不和が大きくなります。両親がいつもお金のことでけんかしているという状況になっていることもありますし、最悪の場合は、虐待、ネグレクトというものもあるかと思えます。

それから、住居の問題であったり、近ごろでは派遣という労働形態が広まってきていますが、派遣先の寮に子どもと一緒に住んでいるような世帯もあるわけです。親が派遣を切られるたびに学校ごと転校しなければいけない、3カ月ごとに転々とするような形で住んでいるという状況で、そのような中で子どもが安定的な発達ができるかというと、やはりそれは非常に難しくなってきてしまうわけです。そのような住居の問題も非常に大きくなると思えます。

あと近隣問題、意識や意欲の問題、親の就労状況の問題で、これはただ単に就労状況が所得に影響するというだけではなくて、例えば子育て時間の不足ということもあります。6歳以下の子どもを持つ母子世帯のお母さんが、平日子どもと過ごす時間は1日に27分しかないです。共働きの世帯でも、これは確か1時間以上あったところもあります。専業主婦だと2時間、3時間はあるので、このような育児時間の不足も、もちろん子どもに影響してきます。

保育の不足ということでは、親が、夜の方が時給が高いので夜の仕事に出掛けていくような場合にも見られます。そうすると夕方以降、子どもが1人きりにされるわけです。日本では子どもが1人きりでも別に法律としてとがめられるということはないですが、子どもが寂しくて繁華街をふらふら歩くようになってしまつて非行に染まってしまうなど、いろいろ問題が誘発されてしまうということもいわれています。親が夜勤で夜中に帰ってきて、当然のことながら朝起きられないと、朝起きられないので子どもが学校に行く時間に起きることができなくて、子どもは朝ご飯抜きとなつたり、不登校になつたりすることも指摘されています。子ども期の貧困が、影響するのは、このように、いろいろな経路があると思えます。ただ単に塾や家庭教師を付けることができないという問題だけではないのです (31)。



諸外国における貧困研究では、いろいろなことが分かってきています。いろいろな経路があるけれども、それでも所得効果があるということです。これは特に欧米の実験研究ということで、本当に劣悪な地域で育っているような2つのグループ、片方をコントロールグループとして何もしていない、片方は所得保障をするということでやったら、子どものアウトカムにやはり違いが出てくるということで、ほかにもいろいろな悪影響を及ぼす要素があるのですが、所得があるというのは、ポジティブな効果があるということが分かってきています。

もう1つ効果があるのが質の高い現物給付です。特に近ごろいわれているのが就学前教育です。子ども1人当たり、1時間当たりの投資量とそれに対する負担ということを考えれば、子どもの年齢が若ければ若いほどリターンが高いということがいわれています。

それでは、日本の観点にこれを置き直してみますと、非常に多彩なメニューが必要かと思われれます。

まず第1レイヤーとして、「人権として保障されるべきもの」、例えば医療へのアクセス、食、住居、義務教育のようなことかと思えます。医療へのアクセスについては、2008年夏に無保険の状況の子どもが全国で約3万人いるということが問題になり、それは政治的な解決で非常に早急に対応がなされました。取りあえず無保険の状況はなくなりましたが、ただし3割の自己負担がありますので（自治体によっては無償にしているところがありますが）、子どもの医療の受診抑制というのが起こっています。学校の保健室の現場では、子どもが週末に病院に行くことができないで、月曜日の朝駆け込んでくるということが日常茶飯事的に起こっていると聞いています。

それから義務教育は、決して無料ではないです。義務教育全体を保障する必要があるのではないかと思います。

それから第2レイヤーとしての「健全な発育の妨げを緩和するもの」、最後に「機会の保障」というふうな3つのレイヤーに分けて考える必要があるのではないかと、私は思っております。

子ども手当について、いろいろなことを私も聞かれますので、書いてみました。これはいろいろな皆様のご意見をお聞きしたいと思います。まず、所得制限を付けるべきか付けないべきか。所得制限を付けないということで決着がついたわけですが、貧困の観点からすれば同じ財源なら、全員に2万6,000円あげるよりも貧困世帯にその倍あげた方がいいということになります。でも各国の例を見ても、そのようないわゆるミーンズテスト付きの制度を設けている国はどこも非常に貧困率が高い国などです。貧困率が低い国ほど、どちらかというユニバーサルな制度を作っているのです。その1つの理由としてあるのが、(制

度) 政治的に持続できるかどうか、ということかと思えます。そのような貧しい人たちに対する「かわいそうな給付」みたいな形で(制度)作ってしまうと、政治的に持続できないのではないかとことがあります。

一方、所得制限がない場合は、財政的な持続性があるわけですね。特に日本は非常に財政状況が厳しいので、これが問題かと思えます。もし所得制限なしでやるのであれば、それは累進的な負担とセットにしなければいけないと思います。ここでは示しませんでしたが、日本の所得税の構造と社会保険料の構造は、OECD諸国30カ国のなかで一番累進性が低いです。端的に言えば、富裕層が負担していないです。社会全体の負担率も低いのですが、累進性も低いということで、負担の方法を何とか変えなければどうにもならないという気がいたします。

あと手当額も一律にするべきか、変動型にするべきかというのがあるかと思えます。アメリカなどでは税額控除など、非常にミーンズテスト的なプログラムを作っていますので、所得が上がってくるによって給付額が減少するような制度を作っていますが、それが必要か、また1人目、2人目、3人目に差をつけるということも議論しなければいけません。

最後に現金給付か、現物給付かという論点があります。新聞記者などは、導入されると決まるまでは、子ども手当について、今までどちらかという、ポジティブなコメントばかり書いていたのですが、ここになってからは、現金給付なんて貧困世帯にやっても、そんなのは親が勝手に使ってしまうのではないかと、だったら現物給付で保育や高校無償化をした方がいいと書き始めました。それに対して私の意見としては、先ほどいろいろな経路があると言いましたけど、現金給付でしか緩和できない経路があるということです。例えば親のストレスなどについて、親が夜の仕事に出なくてもよくなる、などは、現金給付があっただけで解決されます。現物給付と現金給付はやはり両輪必要であって、今現物給付の方はそれほど議論が進んでいないので、現金給付が先走りしていますが、これは両方どうしても必要なものではないかと思えます。子どもが必要なものについて、政府が決めるというのは、それは大きな間違いではないかと、やはり一番よく知っているのは親と仮定するのが一番自然な方法ではないかと私の意見としては思っています。時間がオーバーしましたので、ここで私の発表を終わらせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございました。では次に、平岡先生の方からコメントをお願いします。



コメント：平岡 公一（お茶の水女子大学）
（平岡）

お茶の水女子大学の平岡です。時間も限られておりますので、早速コメントに入らせていただきます。阿部先生からは、子どもの貧困問題の基本的なとらえ方から、統計データから見た現状、日本の特徴、そして取るべき対策のあり方まで、包括的かつきわめて明快にお話いただきました。質問させていただくというよりは今のお話の内容を引き継ぐような形で、社会保障という観点からこの問題をどう考えていったらいいのかということに関して、いくつかのポイントを取り上げてお話しさせていただきたいと思っております。

阿部先生の最後の方のお話にありましたように、この問題は、総合的に見ていく必要がある問題で、政策的な対応だけを考えればいい問題ではないということは間違いないですが、ここには、教育学の専門家の方や心理学の専門家の方がおおぜいいらっしゃって、そのような観点からのコメントは、後ほどの討論の時間にお話ししていただくことが期待できるのではないかと思いますので、私は、もっぱら社会保障の観点から考えていきたいと思っております。お話ししたい点が基本的には3つありまして、1つは子どもの貧困というとらえ方の意味というか、子どもの貧困という問題の意味合い、あるいはその問題の解決をなぜ優先的に取り組む課題として考えていかなければいけないのかということが1つです。

2番目は、子どもの貧困の問題の解決というのは、やはり社会保障制度の体系の中でそれに対する対策というものをきちんと位置づけていかなければいけないのではないかと思います。3番目に、日本の場合は少子化対策というものが、政府がとりわけ優先的に取り組んできた課題がありますので、それとのかかわりをどう見ていくかということですが、

まず最初の点ですが、子どもの貧困は、ほかの先進諸国あるいは国際機関等では、これまで大きく取り上げられてきた問題であるわけです。日本では、阿部先生の本で初め

て話題になったという状況かもしれませんが……………。

なぜそのように大きく取り上げられるのかを考えてみますと、日本ですと、少子化対策との関係ということがすぐ出てくるわけです。しかし、少子化というのはどの国でも起きていることではありません。そこで次に出てくるのは、やはり次の時代を担う子どもというものは大事に育てていかなければいけないからだ、次世代の育成は重要だからだという議論です。しかし、そのような議論は、場合によると生産の論理から子どもを見ていくということにもつながってくる。そうした場合には、子ども一般のことは取り上げられても、子どもの貧困への対応について、優先的に取り扱うということにはなりにくい面があるのではないかと思います。

そのように考えていくと、子どもの貧困というものの自体をどのように見ていくのか、かつどういうロジックでその問題を優先的に取り組む課題と位置づけられるのかを考える必要があるのではないかと思うわけです。

1つには、阿部先生のお話の中にもありましたが、やはり子どもの場合、自己責任だということで、問題の解決を子ども自身に委ねるとするのは非常に難しいということがあるかと思っております。よくいわれるように、子どもは親を選べないということがあるわけで、親が自己責任を果たせなくても、あるいは責任を果たそうとしても社会の構造的な要因でそれができなくても、子どもはそれを避けられないということがあります。その論点が1つあります。

それからもう1つは、これは教育や心理や福祉の専門家から見ると当たり前なのかと思うのですが、子どもにとっては、発達のそれぞれの段階で、健全な発達環境というものが整えられていなければいけない。そういう環境が欠落している場合には、その後の影響が非常に大きいということがあるわけです。阿部先生のスライドの3ページの右下のところで、短期的な影響と長期的な影響ということで、子どもの発達への貧困の影響というのが挙げられていましたが、やはり子どもの問題を考える場合に重要な点は、短期的な影響であっても後でそれを取り返すということが難しい場合が少なくないということでありまして、短期的な影響がまさに長期的な影響にそのままつながっていくことであろうかと思っております。

そこでやはり子どもの場合には、単に貧困に陥らない、あるいはそこから回復するというだけではなくて、もっと広くみて、子どもが育つ安定した条件、生活の安定を確保していくことが重要なのではないかと、そういう観点から子どもの貧困という問題の持つ意味合いを理解し認識した上で、わが国でも政策的に優先的に取り組んでいくべきではないかと考えるわけです。このような認識でいいのかどうか、できましたら、阿部先生にコメントしていただければ

と思います。

2番目に、社会保障の体系の中での位置づけということですが、具体的に子ども手当の場合を考えてみたいと思います。

子ども手当に所得制限を付けるかどうかという議論の中で、わが国では、子ども手当というのは貧困対策ではなくて、要するに子育てに社会が責任を持つという姿勢の表れであると、あるいは次世代を育成するための基礎的な条件を整えるのが手当の目的だということが強調されてきました。しかし、所得制限がない普遍的な給付であるということと、それが貧困対策との一環であるということは必ずしも矛盾しないというのが、むしろヨーロッパでの認識なのではないかと思っています。イギリスなどでは、むしろ子どもの貧困を防ぐ手段として、——財源の問題は別にすればですが——選別的な給付よりも普遍的な給付の方が有効であるという考え方が、打ち出された時期もあったかと思えます。

実は1960年代のイギリスで、児童の貧困問題、あるいは子どものいる世帯の家族貧困の問題の解決の手段として児童手当を充実させるにはどうしたらいいかという議論があったのですが、その時、所得制限を設けて貧困層に手厚く給付するべきだという議論が一方ではありました。それに対して、そうではなくて普遍主義的な給付を維持する方が貧困問題の解決にむしろ有効だという議論があり、結局そちらが優位に立って、所得制限は導入されなかったわけです。

その中でいろいろな論点があったのですが、あえて日本でほとんど知られていない点を挙げたいと思います。これは、実は『イギリスの社会福祉と政策研究』という本の中でも少し紹介しているのですが、要するに子どもがいる世帯でいろいろな急激な生活変動が起きた時——分かりやすいように極端な例を挙げれば、夫の暴力から逃れて生活を始めた母と子がいるというような時。そこまで極端ではなくても、離婚などで急な生活変動が起きた時——、そのような子どもの発達の条件が脅かされる状況においては選別的な給付ですとなかなか必要な給付が、そのような家庭に届かないのではないかということが指摘されたわけです。それだけで普遍主義的な給付を正当化するのに十分な理由とは言えないかもしれませんが、その1つの理由としてそういうことがいわれてきました。

そもそもその60年代の論争より以前に、イギリスの場合は戦後の福祉国家の社会保障制度の体系をつくる中で、児童手当というものがナショナルミニマム、すなわち生活の最低限の保障の仕組みの中に、明確に位置づけられてきたということがあるわけです。簡単に言えば、子どものいる世帯の場合の最低限の生活の保障については、基本的に

賃金と子ども手当で何とか維持するようにする。つまり公的扶助制度——日本で言う生活保護ですが——に頼らなくても生活していけるという仕組みをつくることが目指されたわけです。賃金が、基本的に子どもがいるいないにかかわらず同じであるとしたら、それと児童手当というものが相まってようやく子どものいる世帯の生活が維持できるという前提がそこにはあったということです。

さて、そのようなことを考えると、今回の子ども手当というものも、所得制限がないからといって子どもの貧困問題の解決に役立たないということではなくて、それなりに効果が期待できるものであると考えるべきだと思います。しかし、まさに先ほどのお話のように、現金給付だけでは十分ではないという部分をどのように補っていくのが重要だろうと考えるのは当然のことです。そこで、阿部先生にもう少し今後の方向性についてご教示いただければと思いますが、普遍主義的な子ども手当を前提にした上で、そのほかのいろいろな対策、特に給付と負担の関係でどういところをもう少し補ってあげれば、子どもの貧困の問題の解決に近づけるのかということについてご教示いただければと思います。

それから3番目、少子化対策ですが、少子化対策は子どもの貧困とは別物であると言えばそれまでなのですが、現実には、少子化対策との関わりは無視できません。ここ10年ぐらいの間の制度改革で、社会保障の費用は大きくカットされてきました。そのカット分は2025年あたりになると21兆円ぐらいになるといわれているほど大きな額です。それだけ社会保障費用が抑制されている中で、保育所の整備などがいくらかでも進んできたのは、少子化対策の一環に組み込まれたことで優先されてきたからにほかならないともいえるわけです。やはり、少子化対策との関係をどう見ていくかということを考える必要があるだろうと思います。

少子化対策と言われるものは、90年代に始まり、90年代は保育サービスの充実にウエートが置かれていたといわれていますが、実質は保育所の整備というのはそれ以前にかなり進んでいて、90年代に実質的な増加はあまりなかったわけです。その頃は、少子化対策というものの実体がありませんでしたということでしょう。2000年代に入って、より危機感が強調されるようになってきて、働く環境の整備ということも含めて、より総合的な対策になってきたということがあるかと思っています。そもそも何とか対策何兆円といわれるものは、言われるほどに新規の予算がその分野につくというわけではないのであって、少子化対策の場合もそうですが、それでも、それなりに優先的に予算が配分されるようになってきたということかと思っています。

さて、2007年に少子化社会対策会議から、「子どもと家

族を応援する日本」重点戦略というのが出ましたが、私が見たところでは、そこではかなり政策の体系が明確にされたのではないかと考えています。具体的には、希望する子どもの数が確保できるように、その範囲内で出生促進政策をとるとというのが1つの柱として出されたと思います。それからもう1つには、出生率の回復には限界があるという認識のもとで、少子化に伴う労働力不足の問題について、女性や高齢者の雇用の機会の拡大、そして子育て中の女性や高齢者が働けるよう条件の改善を計るということで対応するという方向が打ち出されました。その中でワーク・ライフ・バランスというものが重視されているということがあると思います。ここで初めて少子化対策の政策体系が姿を現してきたといえるのではないかと考えています。

もっとも、実行に至る前の段階で政権が代わってしまいましたし、そもそも、それが本当に省庁を越えた体系的な政策になっているのかという点でも疑問もあるわけです。

ただ、ここで申し上げたい点は、そういう政策体系というものが一応できたわけですから、前の政権のものであるからぶち壊すというようなことではなくて、そこであまり明確な位置づけのなかった子ども手当などもしっかり位置づけながら、その政策体系を再構築し、少子化対策というものの枠を超えた新しい子ども家庭政策の体系をつくっていくことが重要なのではないかと、その中で子どもの貧困の問題はどういうふうに位置づけられるのかを考えていく必要があるのではないかと考えています。

私は、近く発表する論文で、これまでの少子化対策の流れを簡単に見てみたのですが、そこでわかったことは、ジェンダー平等政策も、男女共同参画会議ができたころにはそれなりに期待が寄せられていましたが、その後は、結局、少子化対策の中に組み込まれることで、何らかの位置づけが与えられるという状況に変わってきたということです。子どもの生活保障もそのような位置づけになっているわけです。今後は、そのような少子化対策の体系をベースにしながらかつそれを拡充していくことで、新しい政策体系をつくっていくのが良いのではないかと考えています。この点について、阿部先生のご意見をお伺いできればと思います。以上3点ということです。

(司会)

ただいまの平岡先生のコメントで、特に1番目の子どもの貧困は短期的な影響と共に、長期的な影響の問題も考えなければいけないということとの関係でいいますと、直接的な手当という形だけではなくて、質の高い早期教育の実現をいかに行うかという点も重要かと思っています。その際特に、先ほどの話でも出ていた、保育所と幼稚園の階層分化のような問題をどう克服するかというあたりも、1つ議論

すべきポイントとしてあるのではないかと思います。家庭への直接支援だけで解決するのか、それとも、家庭の影響に過度に左右されない教育の質を作り出すために、公的早期教育を拡充することで、貧困のサイクルを断ち切るのか、そのあたりも含めて、お考えがあればお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

(阿部)

いろいろコメントをありがとうございました。本当に考えるところが多いですが、この本を書いてしまったさがないものがありまして、私もこういう問題について考えることが多くなったので、いろいろ言いたいことがあるので手短にお話ししたいと思います。

まず子どもの貧困をどうしていこう、どういうロジックで優先順位を子ども対策につけるのかということについて、これは私は話す人によって違うことを言っています。もちろんお話しする人が児童福祉関係の人であれば、子どもの人権の話から入っていくわけですが、やはり経済界の人と話をすると、財務関係の人と話をするときには、そういうロジックではどうにもならないです。結局でもお財布を握っているのはそういうところですから、そういう人たちを説得できなければしょうがないのです。

そこで、私が言っているのは、子どもというのはやはり人的資源としての投資先であるということです。もちろん高齢者の貧困は非常に大変な問題ですが、高齢者の貧困対策をしてもその方の人権という観点で、その方が亡くなるまでずっとサポートしていくのかといたらできません。子どもの場合は、投資をすることによって、将来その子どもが公的資金がいらなくなるようになって、また税金を納めるような人になりますということを言って、プラスマイナスで考えたら絶対これはプラスの投資だと訴えます。これは、道路に投資したり、ダムに投資するのと同じことです。実際に諸外国では人的投資のリターンがどれくらいかという議論をしています。

2つ目の論点が、まさにリターンのところだと思いますが、どの年齢でどういう投資をすればどれだけのリターンが返ってくるか、その人の生涯を見て書いてみると、年齢が小さいときの方がリターン率は高いわけです。早めに介入するのが重要だということを言います。教育や子どもに対する公的支援は、お荷物と考えるのではなくて投資と考えてくださいと訴えます。2つ目の点ですが、子ども手当を普遍的な給付にするのかという、イギリスからの知見という非常に参考になるお話をいただきました。私自身も普遍的な子ども手当というのは、非常に貧困対策にも役に立つと思っています。その1つの理由が、少し前にお見せしましたけれども、相対的剥奪指標と所得の関連において

値があるという話をしました。だいたい400万円ぐらいから急に剥奪のリスクが高まるわけです。これをみると、子どもの実質的な最低限の生活を底上げするという観点からすれば、たとえ同じ2万6,000円を給付するのであっても、貧困層の人への2万6,000円の方が、富裕層へのリターンよりも絶対に高いはずで、です。ですので、同じ額であってもむだにはならないし、その2万6,000円が、絶対に貧困世帯にとっては大きなプラスになるはずで、そういう意味から考えれば、同じ額であって普遍的なものであっても、もちろん貧困の役には立ちます。

ただ、問題は財源の問題です。子ども手当をすることによって、そのほかの子どもの貧困対策のものがクラウドアウトされるかされないか、そこだと思います。例えば、子ども手当2万6,000円丸々出たとしても、児童扶養手当の4万7,000円よりも少ないわけです。貧困の子どもの中で母子世帯は約2割、3割です。今度父子世帯も対象となったので、それを含めてもせいぜい3、4割です。残りの6、7割の貧困の子どもたちに対して、2万6,000円だけでいいのですかという話です。同じ所得制限であって、もし母子世帯であつたらもらえるであろう給付をもらえていない世帯が相当います。最後に少子化対策との関連です。もし子ども15%、少ない子どもの15%が、その子が発揮できるポテンシャルを發揮できないのであれば、それは少子化に並ぶ大変な問題ではないかと思えます。

確かに今までいろいろな国際比較で見れば、子ども手当など家族関連寄付が多いところが出生率も高いのですが、でも同じ国の中で、そのような給付を増やすことによって出生率は上がったかという、そこはまだ実証されていません。それを考えてみると、少子化対策にお金を投入して、生まれる子どもの数が増えるのを期待するのはまだ早急、少なくともあまり効果があるかどうかよく分からないような状況です。実際にどのような政策が、効果があるか分からないから、みんな右往左往している状況かと思えます。

それに対して貧困対策は、確実に効果があるということが分かっています。子どもの出生率を20%、15%上げることができるか、どういう政策をすれば15%も上がるのかといったときに、今のところそれに対する回答はないと思えます。しかし、子どもの貧困対策なら、15%貧困率を下げることは可能です。もちろん子どもが少なくなることそれ自体非常に大きな問題ですが、優先順位というか、実行可能性という観点から、順番を変えてもいいのではないかと考えています。今まで少子化対策のほかはまったくなく、貧困対策はまったくしてこなかったの、その点で切り替えが必要ではないかと思えます。以上です。

(司会)

最後の点について、平岡先生から反論はありますか。

(平岡)

いいえ。ありませんが、むしろ小玉先生がおっしゃったことに関して、論点をクリアにしたいと思います。早い段階で子どもの発達を支える専門家もいるような幼稚園、保育園、あるいは統合された保育施設を利用できるようにすべきだというお話だったと思いますが、日本の場合は、一応「保育に欠ける」という要件を満たしていれば所得に応じた負担で保育が利用できる仕組みができていて全国的に保育所は整備されていますから、アメリカやイギリスと違って、一応なんとか保育が受けられる仕組みにはなっていると思います。問題は、小玉先生の論点から言うと、両親が2人とも働いているとか母子世帯であるなどという条件を満たしていないために、養育環境が不安定な家庭で本来は専門的な保育が必要な家庭——それは、比較的少数でしようけれども——、そういう家庭が保育サービスを利用していないということがある。あるいは、保育サービスを拡大していく中で、いろいろな規制緩和で条件を緩めてきて、保育に期待される効果が実現しなくなるということの問題なのではないかと思えます。そのあたりはどうなのでしょう。

(阿部)

私もまったく同感です。今までの保育所政策というのは、待機児童解消というのがまず第1に挙げられていて、とにかく親が働きやすくしようというのが、非常にピックアップされてきたと思います。保育所が果たしている、貧困の世帯の子どもに対するケアの役割や幼児教育の役割など、例えば3食ちゃんと朝ご飯から出してくれたり、そういう機能というのが、本当はもっとそれが重要なのだという認識があるべきではないかと私は思います。ただ単に、駅前保育がよい、延長保育ができるなど、親にとっては便利な、ただのお荷物お預け所みたいな対策になってしまっていて、そうではないと、その間に子どもが何もけがしなくていいということではなくて、そこで児童福祉をやっている、その現場だという認識が少し欠けてきたのではないかという気が非常にいたします。質の問題では、規制緩和ということに対して、非常に危機感を持っているというのも確かです。

(平岡)

先ほど私が指摘した点ですが、要するに利用しやすくするためには、保育所も普遍化するというか、両親が働いているという条件をなくして利用できるようにすれば、どん

な家庭の子どもでも保育サービス、あるいは幼児教育のサービスが利用できるようになる、そういう方向で解決していくのがいいのか、それとも保育所の利用要件を満たしていないけれども、養育環境、養育能力等で問題がある家庭を早く発見して、そういう家庭には保育サービスが利用できるようにしていくという専門化された対応を強化していくのが良いのかということです。普遍的でかつ専門的ならなお良いですが、現実には、普遍化するためにサービスの質を低くする方向で今まで政策的に展開されてきたわけです。どのあたりが現実的な対応ということになるのでしょうか。

(阿部)

普遍化したときの拡大したサービスの利用者は、どういう世帯なのかということを考えなければいけないと思います。私の感覚では、これはたぶんデータがどこかにあると思いますが、今私自身が持っていないのではっきりとは言えないのですが、貧困世帯のほとんどは保育所を利用しております。貧困世帯なのに保育所が利用できない世帯というのは、あることはあると思います。そのような世帯では、認可外保育所にお子さんが入っている可能性が高いので、そのようなお子さんたちを入れるという点でも、普遍化するという点に対しては大賛成です。

ただ、今幼稚園へ行っているようなお子さんたちを保育所に入れる必要があるかという点、それはどうか、またそれを望むのかという気もします。保育所は1人当たり非常に莫大な財政がかかっていますので、それをする必要があるかというところだと思います。あとリーチアウトとして、家庭に残されているようなお子さんがいるかどうかというのは、それは必要かと思いますが、母子保健などそちらの方から手を差し伸べることも可能なのではないかと思います。

(司会)

議論が教育や保育の内容にも入ってきましたので、フロアの方からもぜひご意見、ご質問等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(フロア 1)

すごく興味深い内容で聞いていてすごく面白かったのですが、質問を2点ほどさせていただきたいと思いました。1点目ですが、先ほど阿部さんにグラフを描いていただいたところで年齢と似たような問題があったと思いますが、子どもに優先順位を置くと考えてしまうと、例えば障害のある人たち、そういった際の多様性に対して配慮できないのではないかと、疑問に思っています。例えば

障害のある人だったら、ある意味では、誤解を恐れずに言えば、生産的な力というのが発揮できづらいところにあると思いますけど、そういう人たちに対して社会保障制度を考えるといったときにはどうしたらいいのか、ケアの再分配の問題を阿部さん自身がどうお考えになっているのかということが、1つ目のお聞きしたいところです。

もう1点目ですが、スライドの最後の方で、「子どもの貧困の不利を緩和するために」という表現をされていますが、あえて貧困をなくして平等を目指していこうという考えではなくて、「貧困の不利を緩和する」という表現にしたその意図、阿部さん自身の思いを伺いたいと思いました。

(阿部)

1つ目の、例えば奉仕という観点からいったらという、そのお気持ちはすごく分かります。いわゆる少子化対策といったときに何で子どもが必要なのだといったとき、将来社会保障の負担を担うためだとか、将来の税金をやってもらうためだとか、そういうことを言う人と、子どもは社会の宝だという言い方をなさる方もいると思います。ただ私が投資の話を上げたのは、子どもの人権論や生と死の尊厳のような論点ではもうどうにも打破できない壁があるからです。少しこれも話がそれてしまっていますが、前の厚生労働省の少子化担当の方とお話したことがあります。彼は「私たちだって本当は家族政策をやりたいです。でも少子化対策という名前が出ていた方が、経済界がうんと言います」とおっしゃってました。世の中には非常に価値観が違う人がいっぱいいるので、理想論的なロジックだけでは通用しないところがあります。なのでいろいろな人に、いろいろな形で語り掛けていけるような形にしなければいけないです。それでリターンや人的資源、人権や子どもの権利などというのも1つの言い方ですし、いろいろな形で攻めていかなければ、しょうがないのではないかとというのが本音です。最終的に達成したいことは子どもに対して、もう少し温かい社会ができるのかということですので、子どもも大人もそうです。

2つ目のところは、「貧困の不利の緩和」という言葉は、私は本の中でも述べていますが、完全な平等主義というのはそれ自体嫌う人もいますし、それがよくないという人もいらっします。私もそれはいいかどうか分かりません。完全な平等主義というときに、社会が、人間が、どういうように動くか誰も分からないと思います。というのは今まで完全な平等主義の国なんて、なかったであろうと思います。これを達成しようといってもそれは理想論であって不可能に近い、だとすればもう格差、貧困、不利、不平等というのが所与のものだとすれば、それを少しでもよくする方に持っていこうというふうには、考えた方が、実現可能な

方向に持っていけないのではないかなと思います。

特に日本は、平等主義に関するアレルギー的なところがあって、例えば格差はいいことですか、悪いことですかという、日本よりもアメリカの方が格差は悪いと言ったりします。どうも平等というのはよくないと、みんな怠け者になるという感じがすごく強いので、そういう意味でもそういう人たちにも、受け入れてもらえるような形で、論点に出していきたいと思っています。

(司会)

さきほどから出ている議論との関係で言いますと、子どもの貧困に関しては、直接的に貧困を解決するという課題と、貧困の世代的な連鎖を断ち切るという課題の両方がある。早期教育としての幼稚園や保育所の問題を考える場合には、特に後者、すなわち貧困の世代的な連鎖を断ち切るという観点が、1つポイントになってくるように思います。すべての市民が市民権を持てるようになるという観点からすれば、どうしても保育サービスの内容は、あまり専門的に特化されないユニバーサルなものにならざるを得ないという性格を持っています。そこから、幼保一元化など、文科省や厚労省で所轄が分かれていたものを統合しようという話もできていると思います。

これに対して、本日の先生のお話には、一元化のもつ意図せざる帰結のようなインプリケーションがあって、つまり従来もともと幼稚園と保育所で階層分化され、棲み分けていたものを、果たしてスムーズに統合できるのか、そのことのリアリティーみたいところでやや批判的なニュアンスを提起されたのではないかなと思います。日本の早期教育は階層分化し棲み分けている構造があって、そこをユニバーサルにできるのか、その辺はどうでしょうか。

(阿部)

格差の話なのか、貧困の話なのかということもあると思います。最低限のものを保障するという観点なのか、階層分化みたいなものを解消するという話なのかです。私は非常に現実的な人間なので、たとえどんなに素晴らしい教育や公立の横一元化の幼児教育プログラムを作っても、高い階層の人はそこから伸び出てくる、私立に行くのではないかなと思います。結局それというのは、いわゆるプライベートのオプトアウトをまったく禁止しなければ達成できないわけです。もうすでにこれだけプライベートセクターとして出来上がっている幼稚園もそうですし、高校もそうですし、学校業界の状態というものがある中で、そういうものが可能なのかということ、どうなのでしょう、その辺は悲観的にならざるを得ないというところがありますが、そこら辺は本当に教育の専門家の先生方にいろいろお話を聞きた

いと思っているところです。

(司会)

そうですね。たしかに、幼稚園に限らず小学校、中学校でも、今、同様の問題が発生しています。初等教育と中等教育の役割の違いをふまつつも、私立へのオプトアウトを前提とした公教育なのか、それとも、よりインクルーシブな公教育の形をつくるのか、その辺も含めて、議論できればと思います。ミクロなところ、実践的な視点などでもよろしいですが、何かこういうアイデア、こういう視点をもう少し考えたらいいのではないかなということがあれば、出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

(フロア2)

私どものプロジェクトで、やはり幼児期は経済格差というものはかわりの質である、そうすると低所得層であっても、子どもの学力、基盤力が確実にアップするというデータが出てきたところです。

ただそれは小学校になってどうなるかというのは、来週から追跡調査が始まります。それでやはり幼児期のところで家族の時間など、子どもとの言葉掛けの大切さを実践できるような、そのためにはそういう家庭では低所得層であっても蔵書数が多いという特徴があります。ある種の家庭の文化というのがそこから読み取れるわけで、あまり最下層のところは増えなかったのもですから、やはりある程度子ども手当のような形での手当をちゃんと出してほしいと思っておりました。

私が質問をしたと思いましたのは、2002年に少子化対策プラスワンというのが厚労省が発表されて、そして3つぐらいの柱を立てて、実際に働きながら子育てしている世帯での支援策と、それから特に母親だけではなく父親の労働の仕組みについても考えなければ、家族の時間が持たないのではないかなということと、3つ目がインフラというか、それこそ幼稚園、保育所の機能、質を保障するための何か投資が必要であるということ、この3つが出されたと思うのですが、2002年から今2010年になって、むしろ格差が広がって非常に厳しい状況で暮らしている子どもたちはいっぱい増えています。どうしてこれがうまく達成されなかったのかということ、もしそれについて何かお考えや資料がございましたら、教えていただきたいと思っています。

(阿部)

新しい知見についてありがとうございます。ぜひ報告書が出たときには、拝見させていただきたいと思っています。私も本当にこれは意図していないことなので、間違っているとらえてしまうと非常にいけないと思っているところがありま

す。それでもやはり現金給付だけではなく、現物サービスだけがすべてではないというところがあると思います。先ほどおっしゃったように、現金給付をすることによって、お母さんが2つ目の職をやらなくてもいい、家にいることができるかもしれないなど、そういう効果は愛着問題や人格形成に、それは非常に重要だということを言いたいです。自分では言っているつもりですが伝わっていないのかもしれませんが。教育がすべてではないです。温かい家庭ができるように、それはお父さんが残業しなくてもいいなど、お母さんが2つ目の夜の仕事に出なくてもいいなど、そういう形の効果かもしれないし、ちょっとしたゆとりや心の余裕というところで、親がもう少しゆっくと子どもに接することができるかという効果は、すごくあると思います。そういった意味で、お金は必要だと思います。

なので、必ずしも貧困世帯から子どもたちを引っ張り出して幼児教育をやるとうことではまったくないわけです。実際問題として、貧困世帯では、親が働けるのに働かないで家で子どもを見ているという選択している人はいません。やはりがむしゃらでも働かなければならない状況です。ですので、もうすでに保育所か、そうでなかったらもっと劣悪なところに入っている、その子たちのサービスは拡充させなければいけない。また、家庭の資源というお話をされましたけど、そういうものが提供できない世帯があるのも確かです。そここのところには公的支援をしていかなければいけないので、その子たちは家庭から一時的にでも連れてきて、幼児教育ということをするのも必要なのかもしれないですが、もうそれは本当に劣悪な場合かと思っています。

やはり現物給付と現金給付というのは両輪あって、両方のところというところもあるかと思っています。幼児教育のところだけ先走ってほしくない私は非常に感じてはおります。先ほどの質問の件ですが、その2001年プランがその後どうなったかということも実のところ私は存じ上げません。今までもいろいろなプランが出されてきて、特にワーク・ライフ・バランスに関しては言われますが、状況は悪くなっているばかりです。まったく改善されていないです。本気でやる気がどこまであるのかというところで、これは適当な企業界や経済界の方が考え方がなっていないと、どうしようもないと、経済界が本気で少子化対策を心配するのであったら、自分のところの従業員を正規化したらどうかと、訴えてはいきたいと思います。

(司会)

どうもありがとうございました。時間も過ぎていきますので、そろそろ終わりたいと思いますが、あとお一方ぐらい、どうしてもというのであれば、手短かにお願いします。

(フロア 3)

阿部先生の本を読んで感じたところで1つお伺いしたいのですが、子どもの貧困を考えると世帯という問題があることで、子どもなのか大人なのか老人なのかということがあると思います。もう1つとして子どもの中にも、幼児期なのか子ども期なのか、あるいは高校生、あるいはその後専門学校や大学へいったりという道があると思います。単に福祉の対象である子どもという観点で見ると、例えば高校教育を無償化にするのと、乳幼児期の教育を無償化にするのと、優先順位という点では、どのようなご意見があるのかお伺いしたいと思うので、よろしく願いいたします。

(阿部)

私自身の中では優先順位を付けたくないです。それは子どもか高齢者か、若者支援か派遣村の人々かというもので、こっちがあったらこっちがないという、選択肢を迫られるというのは、結局のところもう下へ下へのスパイラルになってしまうので、そういう問いかけをされると答えるのが非常に難しいというのがあると思います。ただ政策を実行する側としては、実際問題全部はできないというのはあると思います。それはその優先順位というのはたぶんその人の最終目的にかかわると思います。例えば比較的早い段階での何らかの成果が欲しいということがあれば、若者に対する職業訓練などのような方が幼児教育よりも、早い結果が出ます。もっと高いリターンを求めるのであれば、幼児教育の方がいいのかもしれませんが、しかし、このような小さいパイの奪い合いは、できれば私たち研究者の中ではやりたくないと思います。

もうすでに高齢者か子どもかという議論を突きつけられることが、私はすごくあって、それに対してはすごく憤慨しております。そういうことではないと思うといつも答えているのでそここのところは勘弁してください。

(司会)

どうもありがとうございます。このグローバル COE は、格差センシティブということでやっておりますが、今日の話は、ユニバーサルな手当か、特化された保障か、という二者択一ではないのだという、つまり、ユニバーサルな手当が必ずしも貧困対策にならないわけではないという、そのあたりはすごく重要な提起だと思いました。それと、政治的持続性という観点は、1つの知恵として示唆をいただいたように思います。この基礎問題プロジェクトでも今日の議論を基にして、研究を深めていければと思っております。阿部先生、本当に今日はありがとうございました。